

( ) 臨時の雇制絶対反対に關する件

提案 自動車部

( ) 電車女子車掌手當は精員勤に拘はらず支給要求の件

提案 婦人部

( ) 共済組合給與規定改悪反對の件

提案 電力部

( ) 規約改正案 提案

第一章 總 則

第一條 本組合は東京交通労働組合と稱す  
第二條 本組合は東京市電従業員を以て組織す  
第三條 本組合は本部を東京市内に置き支部を各所に置く  
第四條 本組合は綱領宣言及決議の貫徹を以て目的とす  
第二章 機 關  
第五條 本組合に左の機關を置く(イ)大會(ロ)中央委員會(ハ)中央執行委員會

第六條 大會、中央委員會、中央執行委員會は委員定数の三分の二以下たゞ事を得ず、議決は出席委員の過半数を以て決す

第一節 大 會

第七條 大會は本組合の最高の決議機關にして毎年秋期一回中央執行委員長之を召集す、但し中央委員會に於て緊急必要ありと認めたる時は臨時開催することを得

第八條 大會は代議員及中央委員並に本部役員を以て構成し議長は大會に於て選定す

第九條 代議員は組合員三十名に付き一名の比率により各支部より選出するものとす

第十條 入會は左の本部役員を選出す、但し任期は次期大會迄とす

中央執行委員長一名、中央執行委員若干名、中央會計二名但し中央執行委員は部門を基礎とし左の割合により支部執行機關に參與する者より選出す

第二節 中央委員會

第十一條 中央委員會は次期大會迄の最高決議機關にして中央執行委員長臨時之を召集す

第十二條 中央委員會は中央委員並に本部役員を以て構成し議長は中央執行委員長を以て之に任す

第十三條 中央委員は左の比率により支部より選出す組合員百名以下一名百名を増す毎に一名を増すものとす

務を處理し其の責に任す

第四章 青年部並婦人部

第二十四條 青年部並婦人部は本組合の特殊の役割をなすものにして部長は部内の一般公選により選定し中央執行委員會に參與す

第二十五條 青年部並婦人部は本組合の本旨に則り部規定を設くるものとす、但し其の實施前中央委員會の承認を要す

第五章 組 織

第一節 支 部

第二十六條 組合員百名以上を有する箇所には支部を組織することを得、但し中央委員會に於て特別の事情ありと認めたる時は此の限りにあらず

第二十七條 支部は大會、中央委員會の決議を遵守するの義務あるものとす

第二十八條 支部は會計検査委員一名を選出し本部會計の監査に任す

第二十九條 組合員四百五十名以上を有する支部には副支部長二名を選定することを得

第三十條 支部は本則に則り支部規約を設くるものとす、但し其の實施前中央委員會の承認を要す

第三十一條 支部は毎月一回以上支部内部に於ける狀態報告

第十四條 中央委員會は中央執行委員會の推薦による本部書記の任命並に各専門部委員の選定をなすものとす

第十五條 中央委員會は會計庶務規定及び各専門部委員會規定の制定をなすものとす

第三節 中央執行委員會

第十六條 中央執行委員會は本組合の執行機關にして大會及中央委員會の決議並に緊急事項を執行し本部役員を以て構成す但し緊急事項の執行は次回中央委員會の承認を要す

第十七條 中央執行委員會は大會並に中央委員會に對する一切の責任を負ふものにして中央執行委員長臨時召集す

第十八條 中央執行委員會は職務の完全を期す爲め左の専門部委員會を置き部委員會の部長を互選し中央委員會の承認を得るものとす

一、教育部委員會 二、出版部委員會 三、調査部委員會 四、財政部委員會 五、政治部委員會 六、争議部委員會 七、組織部委員會 八、救援部委員會

第三章 本部 役員

第十九條 本部に左の役員を置く、中央執行委員長一名、中央執行委員若干名、中央會計二名、書記若干名

第二十條 中央執行委員長は本組合を代表し事務を統轄す

第二十一條 中央執行委員は中央執行委員長を補佐し會務を執行す

第二十二條 中央會計は會計庶務規定に基き本組合の會計事